

学校いじめ基本方針

平成26年1月 策定
大分県立三重総合高等学校久住校



1 学校いじめ防止基本方針

近年、児童生徒による「いじめ」が多発し、重大事態へと発展することもある。本校においても「いじめ」と考えられる事象は発生している。これまでは重大事態に至る事象は発生していないが、教職員が「いじめ」について正しく理解し、発生を抑止すること、また発生した場合は迅速に対応し、被害生徒が安心して学校生活を送り、加害生徒がしっかり反省したのち学校生活を継続できることを目指し、基本方針を策定する。

本校における「いじめ」事象に対する基本方針は次の通りである。

(1) 「いじめ」を発生させない【予防】

- ・生徒間、生徒と教員間の正しい人間関係を確立する。
- ・人権について正しい認識を持ち、個人を尊重する生徒を育てる。
- ・「いじめ」は人間として絶対に許されないことという強い認識を持つように指導する。
- ・学校におけるあらゆる機会を通じて、「いじめ」を発生させないような教育を行う。

学習指導の充実	・	学びに向かう集団づくり、意欲的に取り組む授業づくり
人権教育の充実	□	ホームルーム活動の充実、ボランティア活動の充実
人権教育の充実	□	人権意識の高揚
情報モラル教育の充実		
教育相談の充実	□	面談の定期開催
保護者・地域との連携	・	学校いじめ防止基本方針等の周知

(2) 「いじめ」を見逃さない【早期発見】

- ・校外内外を問わず、常に生徒の様子に変化がないかを敏感に感じる心を持つ。
- ・常日頃から生徒とのコミュニケーションを大切にし、気軽に相談できる雰囲気づくりをする。

(3) 発生した場合は迅速・的確に対応する【迅速対応】

- ・「いじめ」が発生した場合、正確な事実確認を行い迅速に対応する。
- ・被害生徒の立場に立った親身な指導を行う。

(4) 対策委員会を中心に全職員で組織的に対応する【協力体制】

- ・対策委員会を中心として、全職員が自覚を持ち協力して問題解決を図る

(5) 関係機関等との連携

- ・教職員だけではなく、関係機関等との連携を積極的に行う。

(6) 適切なアフターフォローを行う【経過観察】

- ・問題事象解決後も適切なアフターフォローを行い、被害生徒・加害生徒が楽しい学校生活を送れるように努める。

2 「いじめ」とは

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「一定の人間関係にある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

(注2) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。

(注3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注4) けんか等を除く。

文部科学省 平成18年度 改訂

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」については、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ものであることを十分認識するとともに、特に以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

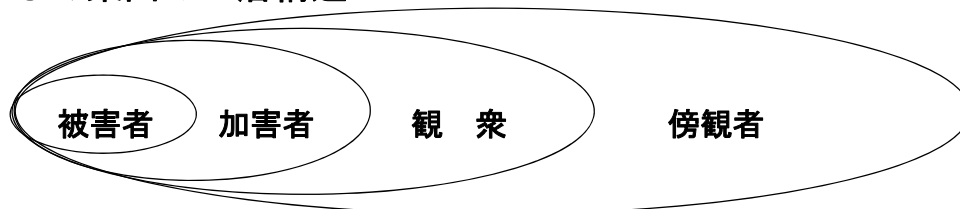
- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合があるという考えは認められない。またいじめをはやしたてたり、傍観したりする行為は同様に許されない。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会をとらえて敏感に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生するという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。
- ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。
- ④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
個性の差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。
いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取り組みも急務である。

「いじめの問題行動に関する総合的な取り組みについて」

(平成8年7月 児童生徒の問題行動に関する調査研究会議) (報告) より

(3) いじめの集団構造と態様

いじめ集団の四層構造



被害者：いじめられている生徒。一人の場合が多い。

加害者：いじている生徒。複数の場合が多い。

以前、いじめられてことがあり、現在立場が逆転していることもある。

観 衆：はやしたてたり、面白がって見ている生徒。加害の中心の生徒に同調・追従し、いじめを助長する。

傍観者：見て見ぬふりをする。人がいじめられているのを無視することは、いじめに直接的に加担することではないが、加害者側に暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを促進する可能性がある。

(森田 洋二 大阪市立大学名誉教授)

いじめの態様

具体的な「いじめの態様」は次の通りである。

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。

⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

⑨その他 (文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

いじめの原因や動機

①人間関係のトラブル

・集団内の生活で起こる意見の違いや対立が生じ、人間関係にトラブルが生じる。

②遊びや面白半分

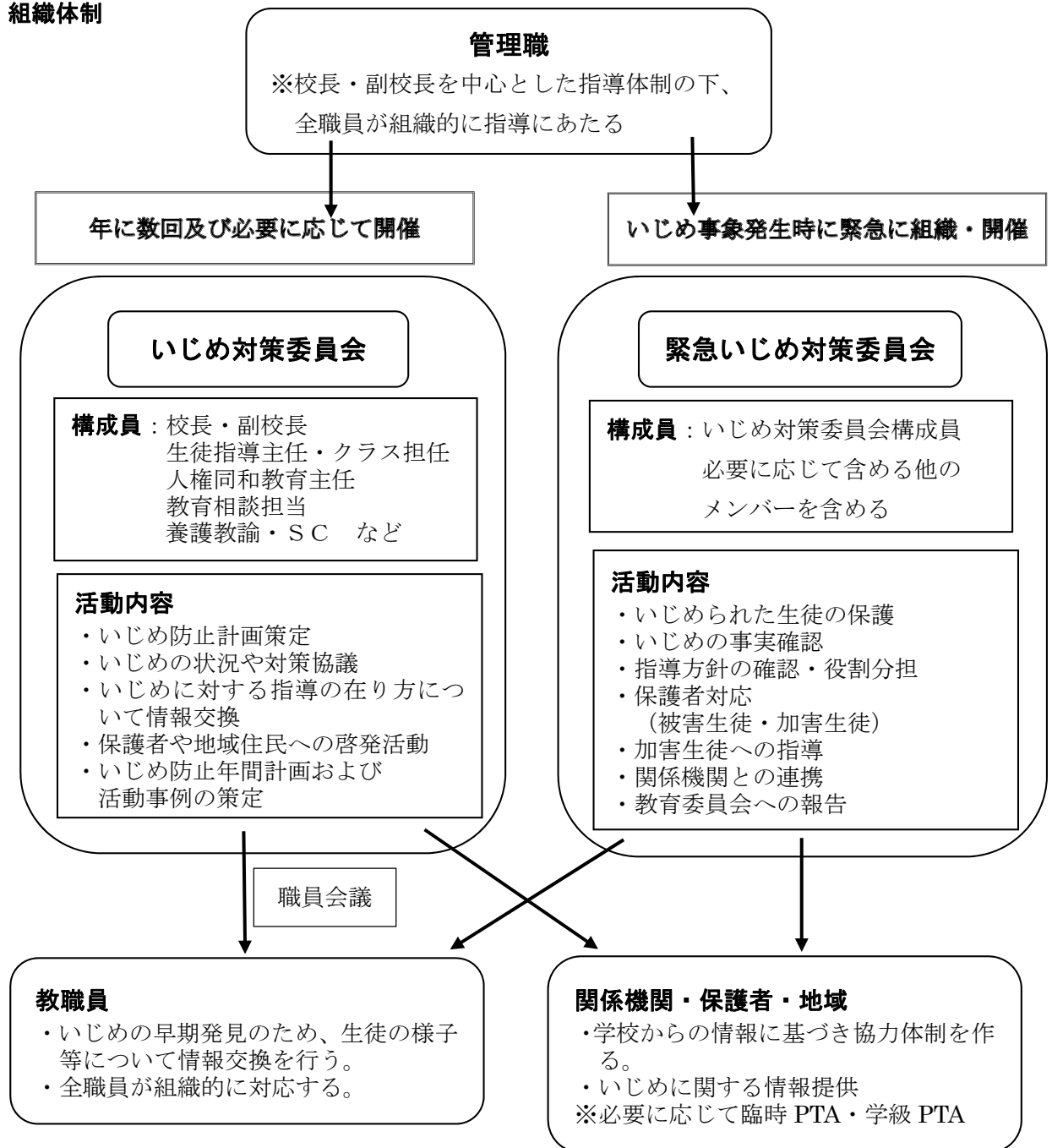
・最初は遊びや面白半分から始まり、次第にエスカレートして「いじめ」に発展する。

③暴力的・計画的なもの

・暴力的苦痛や恐喝などの物理的苦痛を与える。

3 いじめ防止の基本的な方向と取り組み

(1) 組織体制

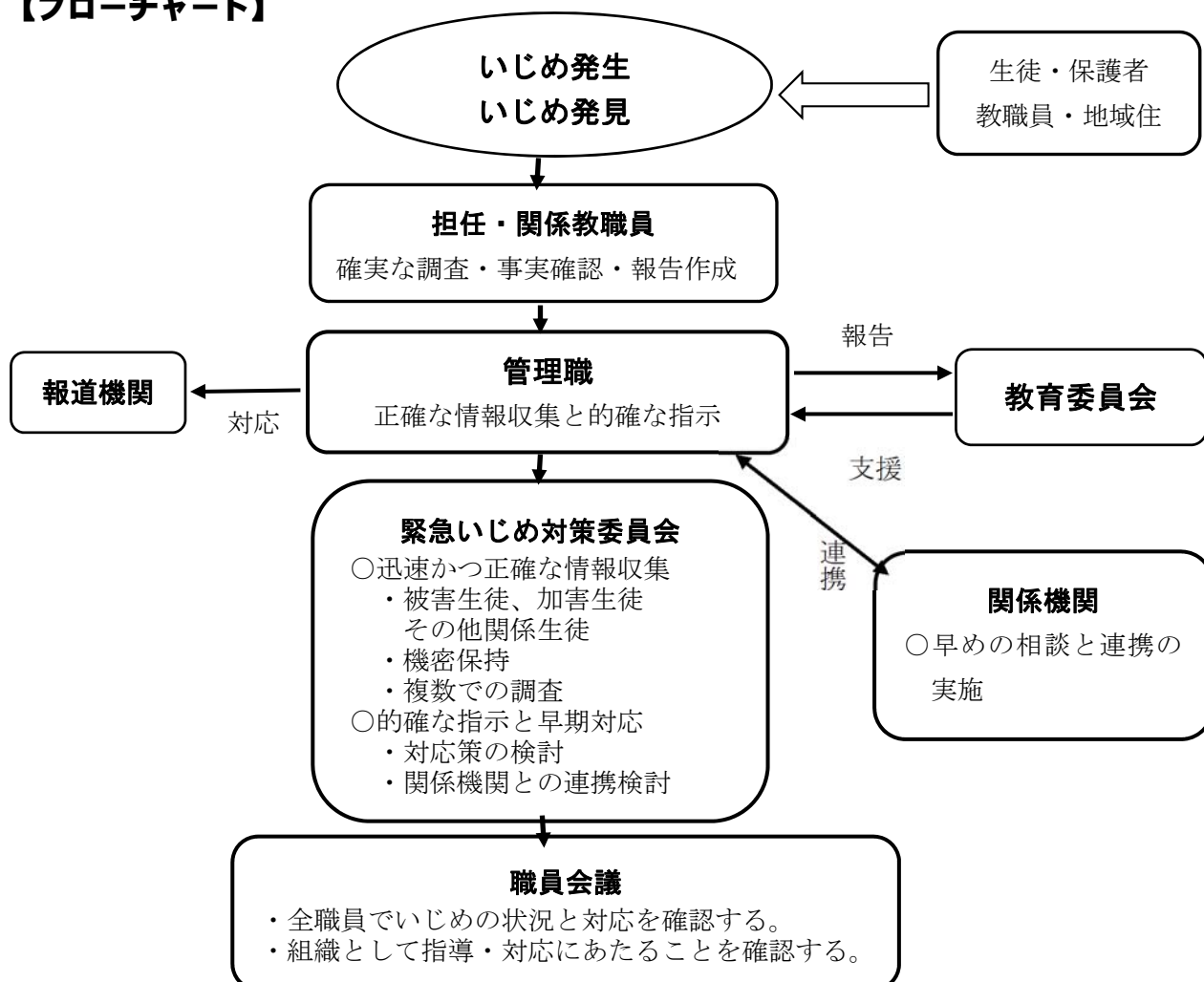


(2) 指導体制

校内における指導体制は次の通りとする。

- ①いじめ発見・いじめ発生
 - ・生徒、教職員、保護者、地域からの情報により「いじめ」が発見または発生が確認された。
- ②直ちに担任または関係職員に連絡
 - ・担任または関係職員は調査を行い、事実確認をした後管理職へ報告する。
 - ・この際、どのような些細なことも必ず報告する。
- ③管理職の職務
 - ・関係職員に正確な情報収集を指示する。
 - ・教育委員会への報告を行い、支援を依頼する。
 - ・内容によっては関係機関（警察・児童相談所等）に連絡をとる。
 - ・報道機関への対応は管理職に一本化する。
 - ・緊急いじめ対策委員会を招集する。
- ④緊急いじめ対策委員会の職務
 - ・いじめの実態や詳細の解明を指示する。※この際の注意
 - 1)被害生徒及び加害生徒への事情聴取は複数で行い、確実に記録を残す。
 - 2)事情聴取においては秘密保持を確約する。
 - 3)傍観者・観衆の生徒への事情聴取についても同様に行う。
 - ・対策案を検討し、職員会議に提案する。
 - ・関係機関、教育委員会との連携について検討する。
- ⑤職員会議
 - ・いじめの実態とその原因について全職員に周知する。
 - ・全職員でいじめ解決に向けて取り組むことを確認する。
 - ・各自の役割を明確にし、それぞれがその職責を果たす。
 - ・問題解決後も同様の事象が起らないような方策を検討する
- ⑥生徒・保護者・地域への対応
 - ・学級担任を中心にそれぞれが分担して対応を行う。
 - 1)被害生徒 □ 担任、副担任、養護教諭、SCなど
 - 2)加害生徒 □ 担任、副担任、生徒指導主任、部活動顧問など
 - 3)その他の生徒 □ 生徒指導主任、担任、副担任、部活動顧問など
 - 4)保護者・地域 □ 管理職、生徒指導主任、担任、副担任など

【フローチャート】



(3) 年間指導計画

学期	月	年間指導計画		いじめ対策委員会 教職員研修等
		LHR 活動	教育相談・アンケート	
1	4	望ましい人間関係(2年)	教育相談週間(全学年)	いじめ基本方針の確認
	5	集団生活と礼儀(1年)		
	6	いじめについて(1年) 人権学習(2年)	ボランティア活動 (清掃登山)	いじめ対策委員会
	7	友情について(1年) 人権学習(3年)	第1回いじめアンケート ボランティア活動 (地域清掃活動)	いじめアンケート結果 について(情報交換会)
2	8			
	9	人権学習(2年) 望ましい人間像(3年)	教育相談週間(全学年)	いじめ対策委員会
	10	マナーとエチケット(3年)		第1回 研修会
	11	生き方について(1年) ボランティア活動について(3年)	ボランティア活動 (清掃登山)	
	12	人権学習(全学年)	第2回いじめアンケート ボランティア活動 (地域清掃活動)	いじめアンケート結果 について(情報交換会)
3	1		教育相談週間(1・3学年)	
	2			いじめ対策委員会
	3			第2回 研修会 (年間反省)

※校内で行う研修以外にも、教育委員会等の主催する「いじめに関する研修会」には積極的に参加し、職員会議等で還流報告を行う。

4 いじめ防止の措置

「いじめ」は「どの学校でも、どの生徒でも起こりうる」ものであり、潜在化することが多いため発見が困難であるが、それを発見するのは教職員の役割である。早期発見することにより重大事象への発展を防ぐこともできる。そのため教職員は生徒の出す小さなサインも見逃すことがないよう、常に敏感なアンテナを張っておかなければならない。

(1) いじめの予防

「いじめ」予防のために次のような点に留意する。

①望ましい人間関係の構築

- ・LHRなどの時間を活用し、「望ましい人間関係」とはどのようなものかを理解させる。
- ・LHRの時間だけではなく、全教科の時間を通じてこれを意識した授業、実習を展開する。
- ・生徒一人一人に正しい人権意識を持たせることを目指した学習活動を計画的に実施する。
- ・授業や実習を通じ、お互いに助け合い、支え合うような活動を計画し、生徒の人間関係の円滑化を図る。
- ・授業や実習、学校行事を通じて「仲間づくり」を行う。

②正しい人権意識の習得

- ・生徒一人一人に「人権意識」について理解させ、それに基づいた行動・言動ができるような指導を計画的に行う。
- ・教職員自らが高い人権意識を持ち、生徒に接するように心がける。

③いじめを許さない学校の雰囲気づくり

- ・いじめはなぜいけないのかを理解させる。
- ・不適切な言動や行動については、その場で確実に注意を行い、安易にそれを許さない雰囲気をつくる。
- ・生徒間の微妙な雰囲気の変化等を見逃さず、何かあれば的確な措置を行う。その際、担任個人だけではなく、組織として対応する。

④教職員が共通理解する

- ・教職員が生徒の模範となるような人間関係を構築する。
- ・教職員は生徒にとって大人のモデルケースであることを認識し、教職員間や教職員と生徒の間での言動や行動に常に注意する。
- ・教職員の何気ない一言が生徒の気持ちを傷つけることを理解する。

(2) 早期発見

「いじめ」の早期発見のためには、生徒からの情報提供や教職員の観察眼が重要となる。しかしそれだけではなく、保護者・地域からの情報提供も不可欠である。これを可能にするためには、校内だけの問題ではなく、広く門戸を開く学校運営も必要となる。

早期発見、早期対応を実現するためには、次の点に留意する。

①教職員一人一人が違った視点と感性によって生徒を観察・理解すること

- ・教職員自らが時間を見つけ、積極的に生徒と接触するなど、コミュニケーションを図るように努力する。
- ・全教職員が生徒の表情、言動、態度、友人関係等を日常的に観察し、生徒の発するサインを見逃さないようにする。
- ・定期的な面談、アンケート等によって生徒の実態を知る。
- ・アンケート結果は早急にまとめ、職員会議・職員研修等で情報交換等を行う。

②日常の情報交換・情報の報告によって早期対応を行う

- ・気になる生徒がいる場合や、日頃と違う態度の見られる生徒がいる場合は必ず担任に連絡し、内容によっては管理職に報告する。
- ・職員室等において日常的に情報交換を行うことができる雰囲気をつくる。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等が得た情報は、担任に報告する、その際秘密保持を確実にを行う。
- ・遅刻や欠席・早退等が続くなど、気になる生徒が出た場合は、必ずその理由を確認する。
(本人または保護者に直接聞き取りをする)
- ・担任だけで解決しようとするのではなく、組織的な対応を行う。それにより担任の負担軽減を行う。
- ・部活動顧問など所属する団体の関係職員からの情報提供も積極的に行う。

③家庭・地域との連携を密にする

- ・校内で得た情報で気になる場合には、管理職と相談し家庭との連絡を行い家庭での状況や生徒の変化について調査する。
- ・担任は、家庭訪問や PTA における面談等を通し、生徒の微妙な変化等について連絡を行うことができるような保護者との信頼関係を構築する。
- ・地域に対する広報活動やボランティア活動を通し、地域住民との関係を円滑にする。それにより地域での生徒のトラブルやいじめを発見した際、気軽に連絡できるようにする。

(3) いじめの対応

①被害生徒への対応

いじめが発覚した場合、どのような場合でも被害生徒の立場に立って対応を行う。特に注意しなければならないのは、「いじめられる側にも否がある」というような、生徒を追い詰めるようなことは決してしてはならない。被害生徒の気持ちを理解する気持ちを忘れない。

対応の基本姿勢

- ・被害生徒の立場に立って対応する。
- ・いじめの状況を的確に把握し、被害生徒の安全確保を最優先する。
- ・学校だけではなく、課程との連携を密にする。
- ・問題事象解決後も、再発防止に努める。

事実確認の方法

- ・秘密保持を約束する。
- ・被害生徒の気持ちを落ち着かせた後、生徒が信頼する複数の教員で調査する。
- ・無理強いや誘導するような質問のしかたをしない。
- ・確認内容 (5W1H)
 - 1)時期 (いつごろからか)
 - 2)なぜか (きっかけは何か)
 - 3)関係者 (誰からか、人数は何らか)
 - 4)場所 (どこで)
 - 5)方法 (どのようないじめを受けたのか、何をされたのか)
 - 6)その他

好ましくない対応

- ・遊びの延長や仲間内の悪ふざけなどと考え、いじめと認識しない態度をとる。
- ・いじめられる側にも問題があるなど、いじめ解決に消極的な姿勢を見せる。
- ・生徒の気持ちを逆なでするような不用意な言葉をかける。
- ・いじめは非常にデリケートな問題であるため、性急に解決しようとする。
- ・一人で対応、解決しようとする。

重大事態に発展させないために

- ・突然の態度の変化を見逃さない。(投げやりな態度、引きこもりがちになるなど)
- ・自殺をほめかした場合は、十分な監視体制をとる。
(学校では必ず教職員が付きそう。家族の協力をお願いする)
- ・大切なものを友人に譲るなどの態度が見られる場合、要注意である。
- ・軽い自傷行為などを繰り返す場合は十分注意する。

②加害生徒への対応

いじめは、被害生徒に問題があっても絶対に許されない行為である。そのため、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度での調査を行わなければならない。しかし、加害生徒がなぜいじめを行った理由を知ることが、問題解決に向けての大きな要素となる。また被害生徒に問題がなくても、加害生徒の周囲には家庭内のトラブルなど様々な問題がある場合がある。問題解決と解決後の再発防止のためにも、加害生徒への調査は非常に重要とある。

対応の基本姿勢

- ・加害生徒に「いじめ」を行っているという認識を持たせ、今後いじめを継続させないようにする。
- ・被害生徒が安心して登校できる環境を作る。
- ・いじめはいかなる理由があろうと許されないことであると認識させる。
- ・単なる謝罪ではなく、被害生徒の今後の学校生活を保障することが責任をとることであることを認識させる。
- ・問題解決後はいじめを許さないという考えを持つように指導する。

事実確認・指導の方法

- ・事実を明確にする。(被害生徒からの調査との整合性を確認する) (5W1H)
 - 1)時期 (いつごろからか)
 - 2)関係者 (誰からか、人数は何人か)
 - 3)場所 (どこで)
 - 4)方法 (どのようないじめを受けたのか、何をされたのか)
 - 5)その他
- ・理由を確認する。
- ・いじめを認め、相手の立場になって考え・反省させる。
- ・いじめの責任をとらせる。その際、単なる謝罪ではなく、被害生徒が安心して登校できるようにすることが責任をとることになると理解させる。
- ・加害生徒が複数の場合は全員からしっかりと事情聴取を行い、全員の供述に合致するまで調査を行う。
- ・加害生徒が納得しない場合は納得するまで粘り強く指導する。

好ましくない対応

- ・性急に加害生徒を悪者にするなど、高圧的な態度をとる。
 - ・被害生徒の供述のみを信じ、先入観を持った態度で調査を行う。
 - ・被害生徒にも問題があるなど、いじめを容認するような態度をとる。
 - ・一人で対応、解決しようとする。
- ※安易に加害生徒を悪者にすることなく、その生徒の周囲の状況を的確に判断し、問題解決後は加害生徒も救済できるような対応を行うことが重要である。

③観衆・傍観者への対応

いじめは、加害生徒と被害生徒だけの問題ではなく、周囲にいて観衆や傍観者となっていた生徒にも問題がある。特に観衆・傍観者となっていた生徒の態度によっていじめが助長される場合もある。このことから、観衆・傍観者となっていた生徒たちにもいじめの問題について深く考えさせなければならない。生徒には、自分たち一人一人の問題であるという意識を持たせるような指導が必要である。

基本姿勢

- ・すべての生徒が、いじめは許されない問題であると認識できるよう厳しく指導する。
- ・観衆や傍観者も加害生徒に荷担したと同様であることを理解させる。
- ・いじめ問題に対して生徒自らが考える姿勢を持つように指導する。
- ・いじめを容認しない学級集団、生徒集団ができるように指導する。

観衆（面白がったり、はやしたてたりする生徒）

- ・いじめをおもしろいと思っている生徒
- ・被害生徒に対して不快感を持っている生徒
- ・次は自分が被害者になるのではないかと考えている生徒

※このような生徒がいじめを助長する。

傍観者（無関心・何もできないことに悩んでいる生徒）

- ・人間関係や人との関わりに無関心な生徒。
- ・正義感はあるが、次の被害者になることを恐れている生徒。

※何もしないことはいじめを支持することになる。

指導の観点

- ・いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、観衆や傍観者もいじめに関係する存在であることを自覚させる。いじめがエスカレートするのは、このような生徒の態度に深く関わっていることを理解させる。
- ・被害生徒に否があるという考えではなく、どのような場合でもいじめは許されない行為であることを理解させる。
- ・問題事象について具体的事例として取り上げて指導する。
- ・「人権」「命」「思いやり」などの心が育つような指導を計画的に展開する。
- ・教職員主導ではなく、生徒会やクラスなど生徒が主体となっていじめ撲滅に向けて活動するような指導を行う。

④被害生徒の保護者への対応

いじめ被害を受けた生徒の保護者は非常に不安な気持ちになっていると考えられる。そのことを十分理解し、学校はいじめ被害の早期解消に向けて全力で取り組むことを知らせなければならない。中には学校に対して不信感を持つ保護者もいるが、それよりも問題解消が最優先であること、被害生徒が安心して学校に登校できることが重要であることを認識させ、協力して問題解決を行うよう説得しなければならない。また、被害生徒にとっては、家庭が安心できる場所であることが多いため、そのような環境づくりをお願いする。

保護者への対応

- ・いじめの事実が発覚した際には、できるだけ早くその事実を保護者に知らせ、詳細がわかり次第詳しい説明をする。
- ・被害生徒にとって家族や家庭が最も信頼できる人たち、安心できる場所であることを理解してもらい、生徒が精神的に落ち着ける環境づくりをお願いする。
- ・被害生徒を責めるような言動、加害生徒に対する言動などに気を付けてもらう。
「お前に原因がある」「反抗できないのが悪い」「たいしたことはない」「やりかえせ」など
- ・重大事態に至る危険信号を見逃さないようにお願いする。

⑤加害生徒の保護者への対応

加害生徒の保護者には、直ちに過ちを認める人がいる一方、自分の子どもを守ろうとする人もいる。過ちを認める人たちは学校に協力的で比較的早期に問題解消が行われるが、自分の子どもを守ろうとする人は、「被害生徒に否がある」「学校の指導に問題がある」などのクレームをつけ、問題の解決が長引く場合が多い。いずれの場合も、学校側の初期対応が重要となるため、保護者との接触は慎重に行わなければならない。まずは正確な情報収集を行い、「いじめ」は絶対に許されないことであること、学校側は加害生徒に対しても学校に引き続き登校できるようにすることを希望していることを理解してもらい、早期の問題解決に向けて協力してもらわなければならない。

保護者への対応

- ・加害生徒の保護者の複雑な心情を理解し、慎重に面談を行う。決して責めるような言動はしない。
- ・明らかになっている事実のみを正確に伝える。
- ・謝罪など加害生徒への対応を具体的に助言する。その際、生徒と一緒に謝罪する気持ちを持ってもらう。
- ・被害生徒、加害生徒ともにどのように指導し問題解決を図ろうとしているのか等、学校側の意向を伝える。
- ・加害生徒に対して不適切な言動を慎むようお願いする。
「相手に問題があるのではないか」「お前が悪い」など
- ・今後も家庭と連携し、生徒たちが安心して登校できる環境づくりに協力してもらいをお願いする。

⑤PTA、地域等への対応

いじめ問題は、当該生徒や保護者だけの問題ではなく学校全体の問題である。そのため、問題解決に際して、PTAを含めた対応が必要となる。また地域からの情報提供等があった場合には、地域住民にも協力してもらわなければならない。そのため次のような対応策が必要である。

1)緊急いじめ対策委員会における対応

- ・いじめ対策委員の他、PTA役員等を含めた「緊急いじめ対策委員会」を招集する。

- ・内容によっては地域住民をメンバーに加えることも検討する。
- ・調査により明らかになった「いじめの状況」を報告し対策を協議する。
- ・検討する内容

- ・問題解決の方策
- ・PTA への協力要請とその方法（臨時 PTA 総会等の開催）
- ・地域住民への協力要請とその方法
- ・今後の年間指導計画の内容、実施時期等

2) P T A

- ・臨時 P T A 総会の開催
- ・ P T A として問題解消に向けての取り組み
- ・その他

3) 地域住民

- ・地域からの情報提供
- ・学校と住民の情報交換会の開催
- ・その他

5 ネットいじめへの対応

近年、携帯電話・スマートフォン・パソコンによるインターネットを使ったいじめ問題が増加し、深刻化している。インターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、トラブルについて最新の動向を把握するよう努力しなければならない。また学校においては授業や講習会を通じて情報モラルを身につけるなどの方策をとる必要がある。

(1) 「ネット上のいじめ」の定義

携帯電話・スマートフォン・パソコンなどを利用し、特定の生徒を誹謗中傷する内容を掲示板等
に書き込む、メールや S N N を使った問題などを「ネット上のいじめ」という。

ネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間できわめて深刻となる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他社からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近なおとなが、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

文部科学省 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）

(2) 「ネット上のいじめ」とは

インターネットを使った「いじめ」には、匿名性という特徴がある。そのため、自分だとわからなければ何を書いてもかまわないと安易に誹謗・中傷を書き込んだりする。被害を受けた生徒は心理的に大きなダメージを受けるだけでなく、個人情報の流出による実害も発生する。

「ネット上のいじめ」には次のような類型がある。

- ① 掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」
 - ・誹謗中傷の書き込み
 - ・個人情報を無断で掲載
 - ・特定の生徒になりすましてインターネット上で活動 など
- ② メールでの「ネット上のいじめ」
 - ・メールで特定の生徒に対して誹謗中傷を行う
 - ・「チェーンメール」で悪口や誹謗中傷の内容を送信する
 - ・「なりすましメール」で誹謗中傷などを行う など
- ③ その他 ・LINE を使った情報の流出 など

(3) 未然防止について

「ネット上のいじめ」は、学校での情報モラルに関する指導や校則の遵守だけで防止することは困難である。そのため家庭・保護者の協力が不可欠となる。学校だけではなく、家庭と協力して被害の未然防止の体制を構築しなければならない。

それぞれの具体的な未然防止策は次の通りである。

- ① 学校における指導 ・インターネットの特殊性を踏まえた指導が必要となる。

- ・匿名性がある。
- ・発信した情報は不特定多数の人に非常に早く伝わる。
- ・一度流出した情報は、簡単に回収できない。
- ・違法情報や有害情報が含まれている。
- ・書き込み等による被害で心理的なダメージだけではなく、自殺や障害など思わぬトラブルに発展する可能性がある。

※単に被害発生を抑制しようとするだけではなく、生徒たちの心理を理解し、生徒たちが自ら加害者とならない気持ちとなるような指導をしなければならない。

・具体的な指導内容

- 1)授業や実習を通じてインターネットの特殊性を理解させ、情報モラルの重要性を認識させる。
- 2)「ネット上にいじめ」の実態等を具体的に知らせ、その問題点を理解させる。
 - ・特にチェーンメールなどは架空のものであり直接的な被害はないなど正確な状況判断ができる情報与える。
 - ・学校以外の相談機関等について知らせる。
- 3)講習会等を通じて、「ネット上のいじめ」問題とその防止について考えさせる。
- 4)PTA等を通じて家庭に協力を呼びかける。

②家庭における指導内容（家庭にお願いすること）

- ・生徒のパソコンや携帯電話・スマートフォン等の管理は家庭の役割であることを確認する。
- ・携帯電話・スマートフォン等の使用状況の確認をする。
- ・インターネット等に関する被害の実態について理解し、生徒に深刻な影響を与える者であるという認識を持ってもらう。
- ・フィルタリングだけではなく、使用に関する家庭内のルールづくり等を話し合う。
- ・メールを確認したときの表情や、トラブルに巻き込まれた時に現れる生徒の微妙な変化を見逃さないようにしてもらう。
- ・学校との連絡を密にし、何かあれば学校と相談するようにする。

(4) 発生した場合の対応について

①生徒への対応

・被害生徒への対応→

- ・正確な事実確認を行う。
- ・生徒の心理状態を理解し、きめ細かいケアを行う。
- ・被害生徒に安心感を持たせ、書き込みの削除など適切な措置を行うことを約束する。

・加害生徒への対応→

- ・正確な事実確認
- ・いじめ事象の背景を調べる。(なぜ起こったか)
- ・掲示板等への誹謗中傷の書き込みは「いじめ」であり、決して許されない行為であることを理解させる。
- ・匿名での書き込みも最終的には個人を特定できることを理解させる。
- ・このような行為が原因で重大犯罪や重大事態に発展することがあることを理解させる。
- ・インターネット等の利用にはマナーがあり、それをしっかり守ることによってインターネットのリスクを回避できることを理解させる。
- ・これらの内容を理解させ、自ら反省するように粘り強く指導する。

②保護者への対応

- ・正確な事実関係を確認した後、迅速に連絡する。
- ・電話連絡のみではなく、家庭訪問など直接面談しながら問題解決の協力依頼をする。
- ・特に被害生徒の保護者に対しては、学校がどのような対応をするのかを明確に示し、安心感と学校の指導に対する信頼感を持たせるよう努力する

③関係機関との連携

- ・書き込み等による被害の場合は、早急に書き込みの削除をお願いする。
- ・削除依頼しても削除されない場合は、下記の関係機関と相談し、確実に削除する。

大分県教育委員会

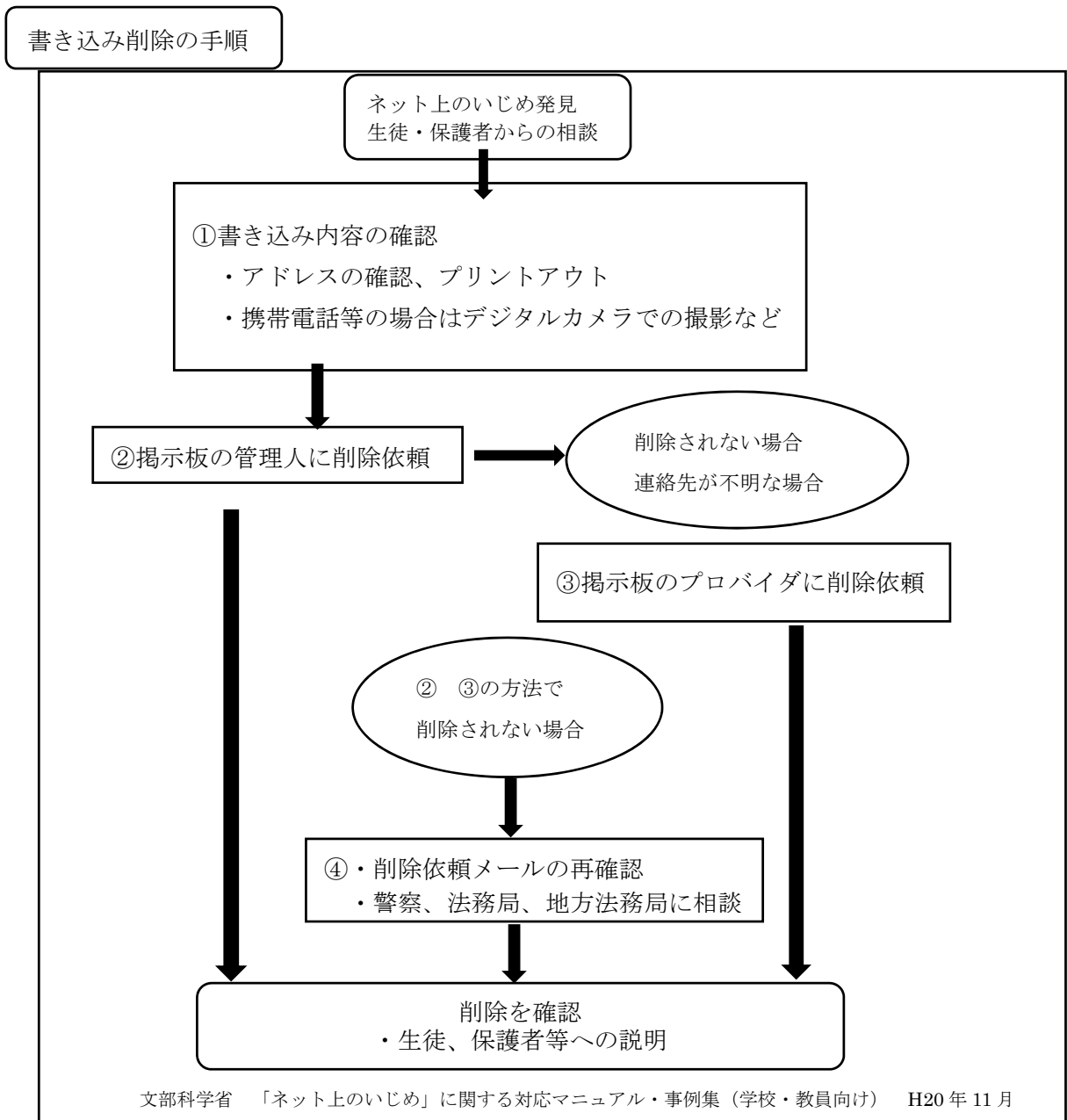
生徒指導推進室 097-506-5543 24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310
ネットいじめ相談窓口 no-ijime@prif.oita.lg.jp

法務省関係

こども人権 110 番 0120-007-110 (全国共通)
思春期さぼ〜と大分 097-534-7576 (大分少年鑑別所)
みんなの人権 110 番 0570-003-110 (大分県地方法務局人権擁護課)

大分県警察

県警本部少年課大分っ子フレンドリーサポートセンター 097-532-3741
サイバー犯罪対策室 097-536-2131



6 重大事態への対応

重大事態とは

①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間 30 日が目安。
- ・一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し出があったとき。

重大事態対応フロー図

